

平成20年第8回邑南町議会定例会(第3日)会議録

1. 招集月日 平成20年11月28日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成20年12月12日(金) 午前 9 時30分
散会 午前11時05分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	田 中 雅 文	2 番	清 水 優 文	3 番	辰 田 直 久	5 番	池 田 宗 雄
6 番	松 本 正	7 番	森 口 美 光	8 番	岸 博 道	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	藤 原 光 三
14 番	日 高 亘	15 番	山 中 康 樹	16 番	長谷川 敏郎	17 番	桑 野 剛 司
18 番	日 高 勝 明	19 番	三 上 徹				

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 18名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	田 中 雅 文	2 番	清 水 優 文	3 番	辰 田 直 久	5 番	池 田 宗 雄
6 番	松 本 正	7 番	森 口 美 光	8 番	岸 博 道	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	藤 原 光 三
14 番	日 高 亘	15 番	山 中 康 樹	16 番	長谷川 敏郎	17 番	桑 野 剛 司
18 番	日 高 勝 明	19 番	三 上 徹				

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	大 田 文 夫	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	石 原 保 夫
町民課長	表 正 司	税務課長	東 義 正	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	藤 田 憲 司	建設課長	洲 濱 芳 文	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 井 克 史	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	日 高 隆	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	三 上 俊 二	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任主事 本 多 真由美

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	辰 田 直 久	5 番	池 田 宗 雄

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成20年第8回邑南町議会定例会議事日程(第3日)

平成20年12月12日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第90号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第91号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第92号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第93号 指定管理者の指定について

議案第94号 指定管理者の指定について

議案第95号 財産の取得について

議案第96号 平成20年度邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第97号 平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第98号 平成20年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第2号について

議案第99号 平成20年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第100号 平成20年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第101号 平成20年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

平成20年第8回邑南町議会定例会追加議事日程(第3日)

平成20年12月12日(金)

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第10号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について

平成20年 第8回 邑南町議会 定例会(第3日)会議録

平成20年12月12日(金)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

●議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成20年第8回邑南町議会定例会、第3日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をいたしましたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番辰田議員、5番池田議員、お

願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 議案の質疑

- 議長(三上徹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第90号から議案第101号までの質疑に入ります。始めに、議案第90号に対する質疑から始めます。質疑はございませんでしょうか。
- 亀山議員(亀山和巳) 議長。
- 議長(三上徹) はい、9番。
- 亀山議員(亀山和巳) 90号につきましては、これは合併以前の羽須美村での規定に基づいて、あのう、償還免除の規定があったということで、こういうことになるとんですが、定住化対策も含めて、こういった奨学金、町内へ残っていただく若い人の定住促進対策のためにも、これは有効な手段ではないかと私は考えます。ほいで邑南町の今ある奨学金の中でこういった制度を改めて導入するお考えがないかどうかをお伺いします。
- 三上学校教育課長(三上俊二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、学校教育課長。
- 三上学校教育課長(三上俊二) 奨学金について、ちょっと現状だけ、ちょっと報告させていただきます。現状は。
- 議長(三上徹) 自席で。
- 三上学校教育課長(三上俊二) 失礼しました。現状だけ設、奨学金についての現状だけ説明させていただきます。いわゆる羽須美の、村時代に借られた方は奨学金が貸し付けて、そして学校を卒業後3年間継続して羽須美村に居住した場合は、奨学の免除は返還されますよという条件でございます。ほいで16年に合併しまして、その後邑南町奨学金の、ということでそこに吸収されたわけですが、17年からの貸し出し、貸付者に対して奨学金のそういう規定はありません。ですから羽須美村の分だけ今発生したということでして、奨学金に関してはそういう規定は今ございませんので、そのことを申しあげときます。
- 議長(三上徹) ほいだけえ、今現状はそうなんですが質問者の質問は、これでない方向はどうかということなんよ。
- 亀山議員(亀山和巳) この前の説明では。
- 議長(三上徹) はい。
- 亀山議員(亀山和巳) この前の説明では、羽須美村にそういったことがあったということで現状の邑南町の奨学制度の中には、そういった制度は無いというように伺ってましたんで、これは是非邑南町としても、こういった制度は取り組むべき考えは無いかということをお伺いしたわけです。
- 議長(三上徹) 今回は、整理のために一端そうなるけれども、他なんがあるかまた作る考えは無いかということ进行。
- 桑野副町長(桑野修) 番外。
- 議長(三上徹) はい、副町長。
- 桑野副町長(桑野修) あのう、今手元に資料がありませんので後ほどし、示したいと思ひますけれども、町かやっている奨学金制度と、それと社協がもっております奨学金制度がありますので、その辺も含めて一緒になって、あのう、運用がされておりますので、その辺含めて、あのう、資料を後ほど資料をお示ししたいと思ひますのでお願いしたいと思ひます。
- 議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。はい、その他ございませんか。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(三上徹) はい、3番。

●辰田議員(辰田直久) 失礼します。この度のその総額の減額なんです、これは、まあ、あのう、羽須美時代の田辺奨学金の関係で理解しとるんですが、まあ、合併前ぎりぎりといいますか、羽須美村時代に奨学金をお借りになられて、今在学中そいで今度大学なり卒業して帰って来るのが4年になりますので、その後また3年住まれる方も発生してくるんじゃないかと思います。今後そういう形の方がどのくらいおられるかということが分かりますでしょうか。ちょっとその点からお願いします。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、学校教育課長。

●三上学校教育課長(三上俊二) 羽須美の田辺奨学金の認定された方で最終的に貸付が終わるのが18年度です。18年度で終わりました貸付が。そうするとその終わった方が、今現在本町に住んどられて3年間居住されておると19、20、21年度にまでに住めば、免除ということになります、今そういう方はございません。ですからこういうケースで将来に渡って今後、こういう形の免除ということは発生しません。ということを申しあげときます。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(三上徹) はい、3番。

●辰田議員(辰田直久) ですから、まあ、田辺奨学金の関係でこの制度によるのは無いと。そいで、まあ、これが減額される後、可能性があるのとなれば今貸し出している邑南町奨学金制度の中で、まあ、その借りておられる方の何らかの、まあ、事情で減免する場合が、まあ、あるというのを、まあ、私もこの審議委員に出さしていただいとるので理解をしとるわけですが、逆に借りて、あのう、滞納が、まあ、結構ある。これは、まあ、6月の時点までの分は私どもも把握しておるんですが、そういった、あのう、形の方へのやっぱりこれ無利子でございますんで、利息が全然ゼロでございますので一般の教育ローンとかからと比べると大変、あのう、有利であり、また、まあ、私どもが審査するのに審査が緩いとかいうようなことは無いんですが、一定の基準があつてそれをクリアしないと、あのう、審議委員の方で許可を出さないというような、まあ、形をとってるわけですが。そういった、あのう、もう長年借りてから滞納されている方の、その額とそのやっぱり収入される見込みからして、まあ、こういった額の変動も出て来ると思うんですが、その点についての見解を伺いたいと思います。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、学校教育課長。

●三上学校教育課長(三上俊二) 滞納については、今現在18年19年で返還していただければいけない額が45万円ございます。これは今3名の方でございますが、鋭意私どもも訪問したりあるいはその方と折衝したりしまして今年度中に納めていただくよう話をしておりますということで報告に返さしていただきます。

●議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第90号の質疑を終わります。続きまして、議案第91号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第91号の質疑を終わります。続きまして、議案第92号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第92号の質疑を終わります。ここで、議案第93号、議案第94号の2議案の質疑につきましては、地方自治法第117条の規定により日高學議員の退場を求めます。

(日高學議員退場)

●議長(三上徹) 議案第93号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●日高議員(日高勝明) 18。

●議長(三上徹) はい、18番。

●日高議員(日高勝明) この指定管理について、定住企画課長に、まあ、念のため申しあげたいんですが、過半私が、あのう、一般質問で、まあ、申しあげたときにも同様趣旨のことを申しあげたんです。今回のこの指定管理をされ、されるにあたって、もう一度一つ確認を願いたいという点で申しあげますが、この道の駅側、産直市でなしに道の駅側の、このスペースが非常に、まあ、いわゆるインフォメーションとしてのスペースが無くなっていると当初道の駅みずほを設立したときの思いとは若干異なるものが出てきているのは、まあ、課長ご承知のとおりだと思うんですね。そこで過般私は、まあ、あのう、久喜大林銀山の問題を取り上げたときに大森銀山を訪ねる、石見銀山を訪ねる客が非常に多い中で、この道の駅としての、この機能としてもう少しそういった、この邑南町の様々な文化観光、そういった面の宣伝をするスペースを、まあ、僅かでもいいから一つこの中に設けて本来の道の駅の機能というのを持ってほしいというお願いをいたしました。今回この指定管理をされるにあたって産直市みずほ企業組合、そちらの方へ、是非ともこの趣旨を十分理解をしていただいて僅かでもいいから、そういったスペースが道の駅らしくこの展開されているということを希望するわけですが、その点について定住企画課長のご決意を聞きたいと思います。

●大田定住企画課長(大田文夫) 番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●大田定住企画課長(大田文夫) 先般、案内スペースのことでご指摘を受けたばかりでございますが、これについては指定管理者の方にお願いをですね少し、まあ、整理をしていただくということでお願いをしております。ただいま、またもっと、あのう、指定管理者への趣旨を理解ということでございましたが、まあ、実は、あのう、当然その趣旨については十分理解していただくようお願いをしております。そこで、あのう、今回5年間をお願いをしとるわけですが、まあ、先般も申しあげましたように産直市場との連携という意味でですね、今回、まあ、実はこれまで3年ということですから、中々、あのう、施設の方を改善していくということに、まあ、躊躇されておりました。今回、まあ、これ議決をいただきますとですね今度、まあ、5年ということでございますから実は、まあ、組合の方でも若干そこのスペースあるいは効率性のことも計画を持っておられます。ただここで、まあ、あのう、やられるとかやられないとかいうのは、まあ、向こうの理事会等の承諾もいると思いますので、これは、まあ、避けたいと思いますけれども、効率よく、そこを、まあ、使えるような改修を若干考えておるということで聞いておりますから、まあ、これによりましてですね、スペースも若干増えたり、当然、まあ、案内機能も充実し、していただくということでお願いしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●日高議員(日高勝明) 終わります。

●議長(三上徹) はい、その他ございませんでしょうか。

●森口議員(森口美光) 議長。

●議長(三上徹) はい、7番。

●森口議員(森口美光) あのう、道の駅ですが、これ、あのう、一部、あのう、観光案内所がございます。ご承知のように、それで、あのう、先ほどもありましたように石見銀山に対して、あのう、いわゆるつ、観光客の通過地点であるというなかで、いわゆる、あのう、その観光案内所がどれだけその町内へ観光客を誘因できる、あのう、その、いわゆる、そのどうですか、あのう、なっているかどうか。ただの通り客とゆうことでの観光客であってはならないと思うんですよね。そいでそこらへんが十分観光案内として機能しているかどうか。そこらあたりちょっと聞きたいと思います。

●大田定住企画課長(大田文夫) 番外。

●議長(三上徹) 定住企画課長。

●大田定住企画課長(大田文夫) 案内の機能につきましてはですね。実は、まあ、あのう、委員会以後少し調査をさせていただきました。件数的にはですね、まあ、シーズンにもよるわけですが平日で、まあ、3件から5件はあると。それから休日につきましては20から25件ぐらい、まあ、ありますということでございましてですね。これを、まあ、あのう、シーズンの偏りもございしますから、あのう、まあ、これは推定数字になりますが、まあ、年間2千年、2千件ぐらいはそういう案内をしとるということでございました。それから、あのう、案内の内容でございしますが、あのう、町内のいろんな施設がございますね。その例えば断魚溪はもちろんでございますが、香木の森とか、ときに、あのう、縄文村でございしますよね。そういうところも度々ご質問があると、それから、あのう、シーズンによりましては、あのう、春は布施の方の山野草の楽園、これは、まあ、大変案内が多いというふうに聞いたりします。それと、あのう、観光という面ばかりでない、いわゆる桃源の家はどうすりゃあええんかいなあというようなご質問もあるということでございます。従いまして、あのう、なるべくですねそこで、あのう、何処かないかなあというときには当然町内ですね、そのシーズンにあった施設をご案内をさせていただくとという内容でございしますんで、まあ、機能させていただくとというふうに理解をいただきたいと思います。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。はい、その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第93号の質疑を終わります。続きまして、議案第94号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第94号の質疑を終わります。ここで退場されております。日高學議員の入場を求めます。

(日高學議員入場)

●議長(三上徹) 続きまして、議案第95号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●森口議員(森口美光) 議長。

●議長(三上徹) はい、7番。

●森口議員(森口美光) あのう、財産の取得ですが、あのう、交流センターで随意契約となっておりますね。あのう、これ、まあ、非常に、あのう、金額が高い1千6、650万で、59万ですか。非常に高いんですが、あのう、まあ、随意契約に至ったということで、いわゆる、あのう、入札に参加された業者が、まあ、いらっしゃると思うんですが、あのう、資料の多目的ホールとそれから、

あのう、図書室ですね。これで、あのう、太枠で囲んである、あのう、備品の関係ですけれども、この関係がいわゆるその、あのう、特別な、あのう、指定になっていますねメーカー。いう関係で、あのう、入札に参加された方が、あのう、非常に、あのう、金額が出し難くかったというようなことは発生していなかったかということで、いわゆるその随意契約にそういうことで、あのう、なっ  
ていったのかなというふうに考えますけれどもその点と。それから、あのう、町がもっている予定  
価格が、あのう、ありますけれども、この予定価格についていわゆる、あのう、総体の金額ですね。  
この総体の金額が、まあ、いくらであったかというところをちょっとお聞きしたいと思います。ま  
あ、総体の金額が出てこんど何%の掛け率かということが分かりませんのでそこらあたりお願いし  
ます。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) はい、あのう、ご質問の随意契約の件でございますけど、メーカー  
指定があるのはどうかということでございますが、実は、あのう、書架につきましては書架の棚が  
ですね、これ自由に動く、あのう、棚を今回、司書等々で検討して採用さしていただいています。  
この書架というのは実は、あのう、特許製品でございまして今回指定したメーカーしかその製作を  
しとらないということがございましたので、そちらの方を指定をさしていただいています。また、あ  
のう、椅子につきましてはサンプルを集めまして実際使ってみて、どの椅子が一番その皆さまに使  
っていただいて、あのう、疲れがなかったり良いだろうかということ公民館の方で随分検討しま  
して、これが一番良いということで今回を指定をさしていただいたということでございます。次に  
予定価格がいくらであったかということでございますけど、予定価格がですね税抜きで1千580  
万でございます。以上でございます。あっそうか、失礼しました。随意契約になった経緯でござい  
ますけど、実は、あのう、12月5日に指名競争入札を執行したわけでございますけど、まあ、再  
々の入札執行を行ったわけでありましたが、予定価格に達しないということで地方自治法施行令第1  
67条の2第1項第8号の規定をもちまして最低価格者と、いし、有限会社インダでございました  
けど随意契約をさしていただいたということでございます。

●議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。

●森口議員(森口美光) 議長。

●議長(三上徹) はい、7番。

●森口議員(森口美光) あのう、移動式の、あのう、書庫ということで書架でいわゆる、あのう、最  
初の提案のときいうのですか、あのう、最初に、あのう、こういうふうなもので行かにはあならん  
ということが、まあ、あのう、最初に出てと思うんですが、もうそういう時点でメーカーサイドで、  
ある業者がもうそのことを押さえているというふうなことが、まあ、今までに、まあ、多々あった  
と思うんですが、そういうことになると次の参加されている方が続いて入札ができないということ  
になります、そういう経緯はありませんでしたか。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) そのような経緯は承知いたしておりません。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。

●森口議員(森口美光) 議長。

●議長(三上徹) はい、7番。

- 森口議員(森口美光)** あのう、最終が、まあ、今の1千580万ですか、ということですが、まあ、税抜きですが、まあ、これが予定価格の、あのう、町が設定している価格であったかどうかということ、まあ、あのう、これたあ高い価格であったかということがあると思いますが、これは予定価格は変更されたんですか。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 番外。
- 議長(三上徹)** はい、生涯学習課長。
- 森岡生涯学習課長(森岡弘典)** あのう、予定価格は、あのう、町長が設定いたしますので、いかなる場合でもそれをですね、不落であるから変更するということございません。当初のままでございます。
- 議長(三上徹)** はい、その他ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第95号の質疑を終わります。続きまして、議案第96号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。
- 議長(三上徹)** はい、16番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** ページでいうと7ページの、あのう、昨日も議論がありましたシックスプロデュースから10万が入ってる、あのう、その他雑入という分ですが、あのう、会計管理者に聞きますけれども、これは、あのう、どういう名目で処理されて入ってるお金です。あのう、款項目節まではええんだけど、その先は、その他入金と書いて書くわけじゃあないと思いますので、何か名目があるはずだと思うんですがどういう名目で入金をされているのかということ。それから歳出の15ページに、これは建設課の方ですが町道の登記関係の問題で、あのう、200万円ですか、いうのがありましたが、あのう、この中身ですね、普通、あのう、行政役場の場合はいろんな、あのう、道路等の関係は登記は、あのう、自力でできるはずですのでその、まあ、自力でできない場合があったのかどういう経費が掛かって、この200万円も掛かっているのか、何処の道路のことか含めて、その2点をお願いします。
- 藤井会計課長(藤井克史)** 番外。
- 議長(三上徹)** はい、会計管理者。
- 藤井会計課長(藤井克史)** ちょっと確認しないとあれなんです、その他雑入で取りあえず受けて、入ってると思います。ちょっと確認を後ほどさせていただきます。
- 日高総務課長(日高禎治)** 番外。
- 議長(三上徹)** はい、総務課長。
- 日高総務課長(日高禎治)** 財産を管理しとります。昨日も私の方からお話しまして、これは、あのう、雑入扱いをしとりますが立木補償金ということで入れておるということでございます。よろしくをお願いします。
- 洲濱建設課長(洲濱芳文)** 番外。
- 議長(三上徹)** はい、建設課長。
- 洲濱建設課長(洲濱芳文)** これは、あのう、普通、測量等につきましては委託ということでやったりするわけですが、今回役務費ということで登記の手数料ということで、今回、あのう、やりますのは日和地内にございます町道の改良してあるにも、ところが未登記であるというところがございまして、その部分を家屋調査士さんの、土地家屋調査士さんの方で測量をやっていただくというこ

とで、この手数料200万円でございまして、登記そのものは我々の方でやる、直営でやってまいりたい、まいるものでございます。まあ、これは測量をしていただくということでございます。

●議長(三上徹) 16番さん。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、昨日のそのシックスプロデュースの話で、あのう、後でも議論があったんですが、あのう、罪を憎んで人を憎まずというか、その、その町有林を勝手に、まあ、切って販売したという行為自身、やっぱしそれはどうしても悪いことだということはあるので、あのう、今日の山陰中央でも悪いことは悪いというて町長はいったというふうに書いてありましたが、あのう、その点です、やっぱり今回のその問題から、この行政が、まあ、昨日はもう説明に終始ということでしたけれども、そこからどういう教訓を導き出すかということが一つ大事なことだと思うんですね。で、あのう、例えば、町道だとか農道だとか林道については維持管理規程というのがあります。あのう、よう、町の要綱を含めてですね。で、そういう中で、その例えば、壊したりいろいろすると現状回復または損害賠償の責任が当然あります。併せて第、どの条でもですが第10条には、その使用禁止させるという条項もあるわけですね。でそれは、あのう、この規定に反したときにはもう使用させないとか。町長の指示に従ったときには使用させないとか。そういうことがその町道とか農道とか林道とかという非常に公共的なそういう施設については規定があります。それからその町有林というものについてはそういうものが存在するかどうか。日常の維持管理、その監、監視規定ですね、よく、あのう、町有林、町有林監視員みたいな置いてやるところもありますけれども、あのう、そういうものがきちっと、あのう、チェックしていくっていうか、そういうことがやっぱり大事だと思うんですね。で、あのう、国有林でも、あのう、営林署の職員は、の中の、あのう、管理職は司法警察の資格もってますよね。あのう、盗伐を現行犯逮捕できるっていう。だからそういう意味でも、あのう、そこまで厳しくは必要ありませんけれども、町としてやっぱしその町有林のいろんな日常的な管理含めて、要するに目が届いてなかったということが一つあるわけですから、あのう、その点がどうするかという問題があると思います。で、まあ、その点について再発防止としてそういう規定を設けてやって行く必要があるんじゃないかというふうに思いますが、あのう、その点が一つ。それから立木補償金として貰ったということでありますけれども、先ほどちょっと聞いたらその、まあ、あのう、先日の説明でも立木のその胸高直径をどうするかとか立木立米数を計るためになんとか、その境を確認するためにGPS持って行ってとか、あのう、何かいろいろ話が、説明がありました。で昨日も言いましたけれども実際に測量とかいうたら相当お金掛かるわけですね。で、そういうこと含めて昨日の全協受けて具体的に、その立木補償金だけではおかしいんじゃないかって話、昨日私はしました。だから実際掛かった経費はどの程度想定を昨日、あのう、あのう、されてますか。だからやっぱりその点非常に大事だと思うんです。立木補償金だけ貰うという姿勢では、その損害賠償には私はならないと思うんですね。あのう、現状回復ができない。立ってる木ですからできないということになれば損害賠償は、やっぱりそのことを想定、設定した費用やそこへあがった費用や全部キチッとやっぱし、あのう、昨日もいったように本来公務でやるべき仕事とは違うわけですから、あのう、その点ちゃんと集計して、例えば、実際それは100万で計算できるのを、たった10万でこらえてあげたということであれば、それは、その、それは誰でもそういうて言えば100万掛かる請求したときに、そんな100万もよう払わん、わらん、よう払いませんで、当然そうなると思うんです。だけどそれを10

万でいいですよと言え、ああいいですいいです。言われるとうに払いますっていうようになりますから、さっきの方の、あのう、総務課長解釈のその示談が成立して専決処分事項として報告しなくてもいいという結論になっちゃうわけですね。それはおかしいと思います。ですからそういう点を考えると、あのう、先ほど言いましたように会計管理者もちょっと調べてみんとどんな形で入ったお金かよう分からんと。まあ、総務課長が立木補償金と言ってる。補償金という限りは損害補償ですから。損害補償を意図的に非常に低くすれば当然相手はたえ、あのう、対抗はしないはず。そういう形にわざわざもっていくということになると、これは嘗て、あのう、北海道で鈴木宗男の事件がありましたが国有林の盗伐で営林署とそれからそのやまりんだったかな、お互いにこう馴れ合って談合して目を瞑って横流しをしているという事件がありましたが、それと同じ形に結果的には住民から見られるわけです。で町道や農道や林道の場合の公有林であれば町長の指示に従わないときにはもう使用禁止ということになるわけですから、まあ、それでも使用したいという話でしたから、その点で最低限やっぱし、あのう、町有林に対するいろんな管理についての規定、維持管理規程というのは作らないと、いわば将来の、あのう、この邑南町の子ども達に向けての、いわば財産をこう醸、醸成していってるわけですから大事だと思います。再度、総務課長に具体的にその推計なり、あのう、積み上げ試算の積み上げキチッとされましたかどうか。その金額がでない限り、あのう、ある意味ではこの補正予算というのは欠陥の補正予算案になってしまうわけです。専決処分事項の報告キチッとあって、それとセットで始めてこれはなるわけで何だかよう分からんお金が入ってる補正予算を認めてくださいちゅうのは普通認められないことになりますよね。もうお金が入るのは嬉しいことかもしれんけど。ですからその点を再度お願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 立木補償金の10万については、あのう、後ほど総務課長から、まあ、あのう、説明をさしたいと思いますけども、最初のご指摘のいわゆる管理の問題、まあ、今回確かに、あのう、我々も反省すべき点もあったし、学ぶべき点もあったと思います。従って、まあ、町有林も含めて町有財産をどういうふうに管理していくか、管理体制あるいは規定も含めてしっかり検討していきたいというふうに思っております。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) ご質問でございます。あのう、私昨日言いましたように、ちょっと資料手元に持っておりません。杉、桧、松こういうもんで83本ということで昨日申しあげました用対連の補償の額をもって立木の損失の補償を相手に損害賠償を求めたということでございまして、それが入金されたということでございます。まあ、ご指摘のように職員がそのために調査に出かけております。私がその話を聞いたその日の午後、車でその現場に上がりました。これの単価といいますと1日単価をこうはじく必要があろうとは思いますが、また、あのう、その後そのGPSということでありましたが現地の調査もやっております。何本有ったかということの調査。この時間等々もありますけども、あのう、基本的に、まあ、確におっしゃるとおりでは、の面があろうとは思えます。まあ、ただこれは管理の不行き届きという点もあり、我々が、まあ、基本的に通常、これは昨日冒頭私の方の管理、通常の管理がやって無かったという点は非常に申しわけないということをお詫びしたわけでございますが、相手に対してはこの立木の補償。これについてやったということをお願いをしたいと思っております。なお、この土地につき、これでどうこうということではご

ございませんけども、この土地につきましては平成12年に、あのう、寄附を受けたものでございまして、立木もその当時からそのものにはございました。また、その地形上見て確かに、あのう、何本かをこう切っておったということは確かでございますし、その中には若干の松喰いが入ったような木も有ったというようなことも、こういろいろ検討はさしていただいたところでございますが、基本的に83本の木が切られたということで、そこは私、損害賠償を求めたという状況でございますので、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。また、あのう、が、あのう、ガードレールなんかの場合、これは、まあ、あのう、本人が警察の方へ届けられるというようなこともありまして、あのう、交通事故の場合はですね。そういう場合には、あのう、まあ、示談というのがこれ成立する場合でございますけども、あのう、基本的には、まあ、本を読んでみますと、いわゆるそれは全額相手が補償するということで、そうした、あのう、議会議決が必要ないということでございましたけど、いう本もございました。まあ、そういう色んなことを想定して今回この立木補償ということを一単価を決定するにあたっては、その用地対策連絡協議会というものをもって我々判断をさせていただいたということでございますのでご理解いただきたいと思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、その他の他の経費が掛かっていることはおっしゃるとおりというふうに課長は答えなってるんですよ。ですから、それ積算をチャンとやっぱりしてみてくださいと、そしてそれが30万掛かってたものを10万にしたんなら、当然それは相手オッケーするはずですよというのがさっきの議論です。ですから、あのう、議決が必要無いよう一生懸命本を読んで探さんでも、そんな暇があればそういう計算チャンとしてくださいということです。そして本来そういう、まあ、例えば全体で本当にその町職員の時間給でザーッと計算したら大変な金額ですよ恐らく。で、それを意図的に下げたのであれば、それはやっぱし、あのう、逆に総務課の方から相手にじょうと、あのう、相手が納得できる金額を逆に示したということになりますから、要するに町民に対しては、あのう、不利益行為だと思うんですよ。それが第1と、それから第2は、管理の不行き届きだったと、あのう、泥棒に入られて管理の不行き届きでごめんなさいというような人はおらんでしょ。で、不行き届きだったら例えば町長は関係者の処分をしたんですか。どちらかをしないと普通、あのう、町民の常識から見て、町有林が勝手に切られましたと、それについて、あのう、あのう、切った木の金だけもらったらそれで済ませましたということがとおりますかどうかという話をしてるわけです。だから最初から言ってるように、あのう、罪を憎んで人を憎まずって言ってるわけです。それは町長が応援したいのは分かりますけれど、そのことのケジメはチャンとつけんと、やっぱしそれを認めたんかと議会は、でとおらないです。た、例え10万であろうと。もう一回答弁してください。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、今回の経緯私もいろいろと調べておるわけですが、全くその職員が怠慢で何もしなかったっていうような、決定的なその管理上の問題では私は無いと思ってます。やはりやるべきことはやっていたけれども、まあ、然るべきこういうことが起こったというのが、一つの大きな原因だろうと思ひます。しかし、その中にやるべきことという中に、やはり日常のやっぱりこう相手に対する指導とかが、やっぱり掛けておった。現場に行く回数が減っておったというところはあると思ひます。だからこれが直ちにその処分とかいうことの事案では私は無いんじや

あないんかなあと理解をしとりますけども。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 確かにそうした調査をしたことで、の積算はさしていただきたいと思いますが、通常、先ほど言いましたように、いろいろな、例えばその公共施設の例えばガラスが割れたであるとかガードレールが壊れたという場合に、その補償を求める場合に、そのいわゆる職員のそうしたものについては、今までといたしますか、いわゆるその損害、いわゆる完全に復帰をしてもらうということで、その補償までを求めた例は、ちょっと私も持っておりませんでした。ということで、そのいわゆる現状復帰が本来であると思いますが、今回の判断につきましては、その立木が無くなった、有ったとしたらその価値は今いくらかということでの内容の請求をさしていただいたということで、我々判断をしたということでございますのでよろしく願いいたします。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

●清水議員(清水優文) 2番。

●議長(三上徹) はい、2番。

●清水議員(清水優文) 関連ですが、そのシックスプロデュースの経営状況ちゅうのは調べてあるんですかいね、大体。経営状態。(関係ないとの発言有り) 関係ないか。そうですか

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) なんかある。

●桑野副町長(桑野修) 答弁洩れが。

●議長(三上徹) はい。はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) あのう、先ほど、あのう、総務課長説明しましたけれども、あのう、ガラスが割れたとかガードレールが、あのう、壊されたとかいった場合にも、これまでも、その職員がまず現場を確認に行き、また完了した場合にはその検査に、確認にまた行ったりしている費用が掛かってるわけですが、まあ、これまでずーとその役場がやってきた、それは3町とも同じだと思っておりますけども、そういう費用というのは現状復帰の状態ができていればということで、それ以上の請求はしてない、かったというこれまでの事例に合わせて今回もそういう対応をとらしていただいたというふうに理解をしていただきたいと思います。

●議長(三上徹) はい、16番さん議員のは、もう3回を過ぎましたので、2番議員の予算にちょっと関係が、今、この10万のね、ありませんので。その他ございませんか。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(三上徹) はい、3番議員さん。

●辰田議員(辰田直久) 失礼します。私も今のちょっと立木のことについてお聞きしたいですが、まあ、今、後説明がありましたように、あのう、そういった付随の、まあ、今までに後の処理のために職員さんが出られて、それを、あのう、職員の給与、あのう、まあ、その時間の無駄どれだけになったというようなことで計算してやった例は無いし、やるべきでは無いと思います。それは今までにも民間で、あのう、油の流出事故をやられてその、あのう、町民に著しくああいふ不安とか被害を与えられられたのに総動員をしてやられたことについても、そういった補償をされたことは、あのう、はな、話に聞きますと聞いておりませんので、やっぱりこれは取るがこれは取らないというのもおかしいことであって、それは筋がとおると思うんですが、ただ今の10万円いう金額ですよ。これ、あのう、一応やっぱり石を出して、あのう、その木の種類の、まあ、によって、まあ、

今はほとんど木の松、杉とか桧、まあ桧というのが、だいたい3倍ぐらいする値段だとかいう時代もあったわけですが、まあ、それなりに、まあ、今でも少しずつは単価が違うわけですが、これ計算をされて丁度ほんとに1円足りとも違わん10万という数字がでたのかどうか。例えば、ねえ9万5千円いうてでたので、それは迷惑かけたから5千円ほど、あのう、足しますとか。それから10万5千円だったから5千円はいいわいてこっちが逆にいう。民間で相対するときにはそういうことが起きるわけですが、この場合載せるこういう町の予算に載せる場合は1円足りともそういうものは、ピッシと立木の補償金だけだと言われるんなら、そのへんはハッキリさせないといけないんじゃないでしょうか。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 手元に資料、直ぐもってまいりたいと思いますが、ちょっとお時間をいただければと思いますが。

●議長(三上徹) 少し、暫時休憩をいたします。

—— 午前10時15分 休憩 ——

—— 午前10時18分 再開 ——

●議長(三上徹) はい、それでは再開をいたします。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) あのう、町有林の伐採補償の算定。先ほど言いましたように各本数を調べまして、申しわけございません、ちょっと走りましたので息が、申しわけございません。中国地区用地対策連絡会、国土交通省の地方整備局が事務局をやっております価格を用いまして。失礼しました。杉が48本、桧が1本、松が33本でございますか。あっ34本ということで、全部で83本ということでございます。全ての切り株直径を調査いたしました。杉が14センチの切り株直径から大きいものでありますと30、44センチのものがございます。桧は切り株が20センチのものあるいは松が12センチから40センチのものというふうなものがございまして、それを推定の胸高直径をあては、当てはめたということでございます。それで、あのう、単価を掛けましてその補償費をだした合計9万9千730円という数字で算定をしたところでございますが、これについては補償を10万求めようということで決済をいただきこれの補償をいただいたということで、先ほど言いましたように雑入で立木損失補償として受け入れたということでございます。以上でございます。

●議長(三上徹) 3番議員さん、よろしゅうございます。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(三上徹) はい、3番。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、金額が、まあ、まあ、まあ、だいたいほとんど10万円だったという、まあ、ことなわけですが、200その70円内外いうものは、まあ、じっし、実質的には、まあ、あのう、立木の補償では、まあ、な、ないがあったというような形で、まあ、とらえさせていただきますが、まあ、あのう、これを私ちょっと聞いたのは、まあ、例えば、その、まあ、9、9万円そこそこだったものを10万円いただいたということになると、やっぱりその、こちらが迷惑を被ったんだから慰謝料的な形で、まあ、それだけいただいたということにとらえられることとか、逆に10万5千円だったものを5千円負けたげたいようなことになると、やっぱり被害

を受けた方が負けるいうたつりすることもおかしいことですが、そのへんちょっと確認をいたしたくて、ちょっと質問をさせていただきました。

●議長(三上徹) はい、その他。

●田中議員(田中雅文) 議長。

●議長(三上徹) はい、1番。

●田中議員(田中雅文) あのう、胸高直径云々という、そういう細かいことについては、これまでも随分説明がありましたが、会期中にこの補正予算全般についての重要な時期がございますので、そのときにはきっちりという気持ちが、私はしてなりません。そうした、あのう、林業関係の専門の機関の算出方法を参考にされたという、そのことは理解できますが、こうした場合には現状の補償ということのみでなくてですね、10年20年50年先には立派なものになるという期待度、ここにもっておるわけですが、そうした要素は踏まれてその金額に算出されておるものなのか、現物の10センチのものなら、それだけでいいのかということがあって、やっぱり、あのう、きちんとした気持ちは私は会期中には持ちたいと思いますんで、そうした計算の中で考課計算、20年50年伐期が来たときのというような要素は、その計算の中に盛られてるんでしょうかね。まあ、それがいろんなことにも発展すると思いますが、まあ、無ければないと、有るなら有るとそれでいいですが、ちょっと疑問点だけ教えていただきたいと思います。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 私も、あのう、先ほどから中国地区の、あのう、用、用対連といいますか、そこの単価をいっとりますが、まあ、この単価の中にはそうしたことを想定され、想定というか加味されてその金額を出しとるということ。いわゆる伐採費用とかをのぞ、を伐採費用は除いとるんですか。というようなことで、この伐期を見ての単価という恰好のものが積算されておるといふことのものを使用したという気持ちでございます。

●田中議員(田中雅文) はい。

●議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。その他ございませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) 9番。

●亀山議員(亀山和巳) このものは雑入の、それで小さいところは立木補償ということで、先ほど総務課長からの答弁がありましたが、一般的に、まあ、この度の事件につきましては経緯を説明を受けたのは当時者からではなしに、要は執行部の関係部署からの説明では、切るなよというて指示しとったのに、この度は切ったということですな。そうすると一般的に私らが理解しているのは立木補償という言葉でいいますと道路を付けたいですと、ほいでお宅の木を、これを切らせてください。双方了解のうえでいう場合は立木補償という言葉をやよう使います。それから弁償、費用弁償というて会合に来てください。行きましようというた場合、費用弁償という言葉であります、この度は立木補償という言葉は、ちょっと該当し難いんじゃないかと、今までの話の中でいうと、町民に対する町民としては町有財産を勝手に切って処分されたということで、被害者という考え方がするんですね。ほいで、これは、あのう、予算書には出てきませんが、その最終的な処分、処理を立木補償いう形ではなしに、その項目があるかどうか、ちょっと分かりませんが、損害賠償金というような名目にしていただければ、まあ、もう、あのう、町、あのう、どがあいうか、話し合いが済んで金額も10万で決まったんなら、いまさらひっくり返してどうこういふこともできんかもしれないんですが、その項

目を損害賠償という考え方というのはできんものでしょうか。一応、立木補償で受けられたら、はあそういったことは変更できんということなんか、そこんところをお聞かせください。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 先ほど、長谷川議員さんのご質問において立、立木補償と申しあげております。まあ、あのう、かん、簡単、まあ、ちょっと細かくまで話をしませんでした、納入の内容につきましては中野地区八幡集落内町有地立木損失補償としてという項目で入れてはおるわけでございまして、立木補償といういい方をさ、これは、まあ、簡単にいったわけでございますが、内容として、そういうことをきちっと書き込んでおります。ただ財政当局とも話をしまして雑入で処理を、科目はそちらの方に入れることが妥当であるという判断を得て、このように処理をしたものでございますのでお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) 9番。

●亀山議員(亀山和巳) 損失補償ということだったですね。補償いうとやっぱり字は立木補償と同じ字を書くんだと思うんですが、ねえ。そいでやっぱり、そこではちょっとまだニュアンスがやおい、あのう、軽すぎる、やっぱり被害賠償とかいう言葉を入れる、町民の立場でいうと、それを入れるべきだと思いますが、そういったことに変更は無理ですか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) この予算の組み方につきましては、これはもう、あのう、全部形式が決められておりまして、それぞれの款項目節の名称は何にしないかというのが全てあります。そして、まあ、それぞれの、あのう、決められておるわけですがけれども、まあ、目あるいは、あのう、この予算には出てきませんけども細目等を全て機械の中に事前に入力して、その中で予算のものを全て入力するわけですがけれども、そういう形の中に現在そういう賠償金とかいう項目はありませんので、まあ、こうした雑入、その他の雑入として入力しておりまして、その特に、また、その後で見て分かるようにそれぞれの収入科目の中に細、あのう、説明欄としてこういう立木の損失補償として歳入をしたということが分かるように書いてあるだけで、最終的に予算の科目中での仕分けて、して行けば、その他の雑入という項目しか無いというふうに理解していただきたいんですけども。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。その他ございますか。

●森口議員(森口美光) 議長。

●議長(三上徹) 7番。

●森口議員(森口美光) あのう、18番、18ページの、あのう、すいません、あのう、18番じゃありません。あのう、公民館費のところで、あのう、修繕料で105万ですかあがってますけど、これは、あのう、公民館の修理とお聞きしておりますが、これ、あのう、どういう場所なんだろうかね、あのう、非常に、あのう、緊急を要するところが、非常に、あのう、公民館としては、あのう、多いと思うんですよ。そいで緊急度としてはこれが一番、あのう、重要で、あのう、なったのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) あのう、3件ございまして、1件は、あのう、高原公民館の変圧器

が故障しておると、あのう、耐用年数過ぎてこのままほっておくと、その何時停電になるか分からないという状態で、もし故障しますと部品の交換等で1週間近く、3日から1週間近くですね公民館自身、全然その電気の供給ができなくなる。そうなった場合には、あのう、まあ、1週間ぐらい施設が全く使えなくなるということで、まあ、今回補正予算で計上させていただいたと。また、もう一点は出羽公民館の自動ドアが、あのう、故障いたしまして、そちらの修繕費でございます。もう一点は日貫公民館、高いところございますけど、下から、あのう、水をポンプで上げとりますが、その給水ポンプが通常2つありましてトラブル、通常1個は動くんですけど、あのう、もしトラブルがあった場合には次の予備のポンプが動くようになっておりますが、その片方が既に故障しております、今、●●●●●2つあるポンプの内の一つが故障して（次回の答弁で訂正申し出）水を上げております。それを修繕をしていくということで今回105万円の計上をさせていただいております。以上でございます。

●森口議員（森口美光） 議長。

●議長（三上徹） はい、7番。

●森口議員（森口美光） あのう、まあ、変圧器ということで、まあ、電気がこないということになれば、それは大変だと思います。今の冬期に向かってこれから、あのう、積雪もあるという段階になってくると、あのう、雨もあります。それで、あのう、雨漏りが、あのう、一番の、あのう、私は緊急を要すんじゃないかと思うんですが、そこらあたり、あのう、まあ、予備ポンプとか自動ドアとかいうのは緊急を要すべきものなのかどうか。やはり、あのう、雨漏りを最大の、あのう、緊急のあれと課題とされる方法で予算をされるのが、あのう、妥当じゃあないかというふうに考えますが、その点どうですか。

●森岡生涯学習課長（森岡弘典） 番外。

●議長（三上徹） はい、生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長（森岡弘典） あのう、先ほど申しました、あのう、日貫公民館のポンプの件でございますけど、私、あのう、先ほど●●●●●●非常に不適切な用語を使いましたので、2つあるポンプの内の一つが故障しておるというふうに訂正をさせていただきます。なお、あのう、先ほど緊急を要すということがございましたけど、あのう、実は、あのう、この3つもですね、今一番その緊急を要しておりまして、確かに施設によりましたら屋根の雨漏りが多少するというのもございますし、近い将来にはその修繕が必要だろうというのもございますけど。この3点につきましては、今から特にその電力を使う時期になりまして、想定され、あのう、もう何時そうどうなるか分からないということで、非常に緊急を要することでもありますし、また今から寒くなる中で玄関のドアが動かなと開いたまんまというようなこともですね大変緊急を要します。また、ましてポンプもまさに、あのう、これがストップしますと公民館活動ができないということでございますので、そういうふうなところで優先度を生涯学習課の中で勘案しまして、今回この3点を上程をさせていただきましたのでございます。

●森口議員（森口美光） 議長。

●議長（三上徹） はい、7番。

●森口議員（森口美光） あのう、先ほどの、あのう、回答で、あのう、雨漏りはねえ。将来、将来、あのう、必要なかもしれないというような、これこんなことでいいんですかね。そういうことでなしにやはり、あのう、私が言っているのは、やっぱり緊急を要すところは、それはポンプも必要だし、それ全てあるけども雨漏りが一番大切、自分の家でもどこでも一緒ですよ。雨漏りがしてきたら

う、それは家はもう、あのう、大変なことになるんですよ。それを近い将来はというようなね。そういうふうな文言で言われたんではそれはやれんと思いますが町長さんその点どうですか。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、その前に、あのう、雨漏りをどういうふうに、あのう、我々としては対応しているかちょっと説明をさしたいというふうに思います。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) 今回、急を要するということで3件の修繕費をあげておりますけれども、当初予算で元々公民館にも修繕費そのものをもっております。これだけが今年の修繕費の費用というふうに理解はしていただきたくないと思います。それとこう実例でいいますと日貫の公民館でも現実には雨漏り修繕のために今年多額の費用も使って直しておりますし、あのう、当然施設の管理上問題のある雨漏りに対しては年間の予算で対応しているというふうに考えております。今回の補正については、その3件であるというふうに理解をいただきたいと思います。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

●日高學議員(日高學) 議長。

●議長(三上徹) はい、10番。

●日高學議員(日高學) 歳入の7ページでございます。あのう、先ほどから問題にま、なっとります雑入のどこなんです、まあ、諸収入のどこなんです、まあ、先ほども文言の云々がありましたが、そこの諸収入の款項目、造林受託事業収入の節で機構造林受託事業というのがあるわけでございます。まあ、これは以前は森林開発公団の造林、受託造林であって緑資源の機構造林、ほいで、まあ、あのう、緑資源この春に、まあ、解散してもう無くなっとるんです。そいで、このことは私も委員会で指摘したんですが、まあ、うやむやになっとります。そいでやはり、あのう、国の機関が無くなったような機関、まあ、いわゆる、はあ緑資源機構そのものがないわけですので、そこでまだこの町村行政があって、行政にあってこの機構造林の受託事業という名前そのものが、まあ、おかしいんじゃないかということは委員会でもちょっと話はしたんですが、まあ、その後どう、どうにもなってないので、そこらあたりの見解をお願いしたいと思います。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 機構造林の名前のことでございますが、あのう、予算を措置する際に、当初予算の際に機構造林という措置をしとりまして、今年度については、あのう、お話をし、あのう、し合いをしまして、このままの名前でいこうと、で来年度からはちゃんと変えてやっていこうというふうに内部で話をしまして、このまま今名前を使わせていただいております。はい、あのう、で予算の前年度対比が、あのう、でき難くくなりますので今回はそのまま使わせていただいております。

●日高學議員(日高學) 議長。

●議長(三上徹) はい、10番。

●日高學議員(日高學) まあ、あのう、意味は分かるわけでございますが、まあ、いわゆる、この行政にあって、まあ、いわゆる無い機関からの、まあ、いわゆる、まあ、機構ですかの名前をやっぱし使うのは何かこう腑に落ちないなという気持ちはもっとります。まあ、あのう、そのシス、シス

テム上、まあ、そういうこともあるかもしれませんが、まあ、やはり、あのう、整理するのは同然でございまして、まあ、あのう、今回どうこう、直ぐ直せということではございませんが、まあ、そういうことも一つ加味して、今後の取組をお願いしたいと思います。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第96号の質疑を終わります。続きまして、議案第97号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第97号の質疑を終わります。続きまして、議案第98号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第98号の質疑を終わります。続きまして、議案第99号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第99号の質疑を終わります。続きまして、議案第100号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第100号の質疑を終わります。続きまして、議案第101号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第101号の質疑を終わります。ここで先ほど答弁を保留しておりました9番議員さんの答弁に対して答弁をしたいということでございますので許します。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 先ほどの、あのう、資料をお示ししたいというふうに思います。これを。

●議長(三上徹) はい、配布してください。

(資料の配付)

●議長(三上徹) はい、福祉課長説明をお願いします。

●三上福祉課長(三上洋司) あのう、これが、あのう、社会福祉協議会がもっております資金対応でございます。これは、あのう、19の2のところにありますけども奨学金の返還ということで6年以内にいずれも年賦、まあ、半年月賦の方法により償還ということと、それから先ほどのその定住に結びつくような貸付の免除というような規定はございませんで、19の3の第17条のところへ返還猶予ということで、まあ、疾病その他やむおえない理由の場合には、あのう、猶予ができるということでございます。まあ、額が、あのう、邑南町のもっている、その貸付額よりも社協の方、規定の方が額が大きいという内容でございます。以上でございます。

●議長(三上徹) そういうことでございますので、またそういう方向の中で展開をされると思います。議案第101号、ここいうたんだのう。以上で、議案第90号から議案第101号までの質疑はすべて終了いたしました。ここで、休憩に入らしていただきます。再開は、10時50分といたし、10時55分といたします。

—— 午前 10 時 43 分 休憩 ——

—— 午前 10 時 55 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。ここでお諮りをいたします。ただいま、日高學議員他 8 名の議員の方から、発議第 10 号、WTO 農業交渉に関する意見書の提出についての発議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、発議第 10 号 WTO 農業交渉に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第 1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 追加日程第 1、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発議第 10 号 WTO 農業交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。10 番、日高學議員。

(議員登壇)

- 日高議員(日高學) 発議第 10 号について朗読説明をさせていただきます。発議第 10 号平成 20 年 12 月 12 日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員日高學。賛成者、邑南町議会議員高本勝藏、同邑南町議会議員長谷川敏郎、同邑南町議会議員山中康樹、同邑南町議会議員藤原光三、同邑南町議会議員岸博道、同邑南町議会議員亀山和巳、同邑南町議会議員森口美光、同邑南町議会議員田中雅文。WTO 農業交渉に関する意見書の提出について。上記の議案を、別紙とおり会議規則第 13 条の規定により提出します。提出の提案理由を口頭でもって説明させていただきます。12 月の定例会の途中ではありますが、急を有する事案が発生しましたので昨日の議会運営委員会で協議していただき議長の許可を得ましたので、産業建設常任委員会の総意をもって議員発議をさせていただきます。皆さま方ご承知のように WTO ドーハ・ラウンドの交渉が来週中にも開催される予定です。この交渉は日本の農業を大きく左右する交渉であり、我が国農業の基幹を揺るがす問題です。報道では 12 月 6 日にファルコナー農業交渉議長は厳しい措置を表明されております。交渉では基幹主要品目を 8% から 4% に下げる措置と関税の大幅さく、削減が示めされました。このことは日本の農業の基幹である米が対象となり、現在、玄米の関税率 56.8% が 17.0% に引き下げられるもので、日本の主食、主食である水稻農業の存続を大きく危惧するものであります。安い食糧が輸入されることが今でも厳しい日本農業に大きな打撃を与え、農業は離れはさらに進み若者の就農、就農は皆無に等しくなるものと思われます。またこのような本町のような中山間地域の農業の崩壊にも繋がるものです。来週に始まるこの WTO 農業きょう、交渉に地域農業の存続を掛けて、現農業体制を堅持するよう強く求めるものであります。よって緊急ではありますが政府に WTO 農ごう、農業交渉の堅持を守る意見書を提出するものでございます。それでは意見書を提出させていただきます。いやあ朗読させていただきます。WTO 農業交渉に関する意見書案。WTO ドーハ・ラウンド交渉は、12 月の閣僚会合を目前に控え、かつてない局面を迎えようとしています。新たな農産物貿易ルールは、貧困の拡大、景気変動などの地球規模の課題解決に資するものとして、世界の食料・農業のあるべき将来像と関連づけながら、中長期的視点から論議される必要があります。

す。とりわけ、金融経済が世界的な危機にある今こそ、人間の生命にとって不可欠な食料が工業製品と同様に扱われることがあってはなりません。食料自給率が40パーセントと著しく低いわく、わが国にとって、食料じょうさんに通じたしゅ、食料主権の確立は正に国益そのものであります。途上国の人口増大等はい、等を背景とした国際的な食料需給のひっ迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず、早期妥結のみを急ぐことはありません。交渉は、重大局面を迎えようとしています。国におかれましては下記事項の実現に向けて、毅然とした対応をしていただくよう強く要望します。記、1、100%を超える農産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに、代償を求める議長案となっているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固防止すること。2、国内農業生産、あつ阻止すること。2、国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米麦、乳製品などの基幹作品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖などについて自主指定を可能とすること。3、ニミニ、ミニマムアクセス米、アクセス米の、は現在でも極めて過剰な負担となっており、関税割当の拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。4、輸入急増の影響に対処し、し得る特別セーフガードの仕組みを堅持すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月12日、邑南町議長。意見書の提出先でございますが、(議長発言、邑南町議会) 島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣麻生太郎、農林水産大臣石破茂、財務大臣中川昭一、総務大臣鳩山邦夫、産業経済大臣二階俊博、以上でございます。(議長発言、経済産業大臣) 経済産業大臣二階俊博。以上でございます。議員の皆さま方の賛同をよろしくお願いします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。  
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、6番。16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) WTO農ごう、農業交渉に関する意見書の提出について賛成討論をいたします。今回だされた議長案は日本に一層の市場開放を要求し、日本農業の壊滅に繋がるもので農業者と国民に危機感を与えています。例えば6%まで認める場合、低関税での輸入量を増やす代償措置を議長案は求めていますけれども、これが入ってくると日本のミニマムアクセス米は、現行の約年間77万トンから114万トンに増えます。唯一自給が可能な米生産が受ける打撃は計りしれません。本来なら、今こそミニマムアクセス米の輸入を中止すべきであります。政府も最近自給率50%以上を目指すことを表明しています。政府には日本農業を破壊する前提を断固拒否する責任があります。そしてWTO事務局が米国発の金融危機を貿易自由化に弾みをつけるテコに使い7月に決裂し、したばかりの交渉を復活させようとしています。しかしWTOが今やるべき。やるべきことは、この協定によって市場原理主義がもたらしたぜん、世界の事態を検証し抜本的に見直すことであって妥協を急ぐことではありません。日本政府が断固議長案拒否するように意見書を提出することに賛成をいたします。以上です。

●議長(三上徹) それでは、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第10号WTO農業交渉に関する意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書の、意見書は、後日、政府機関、関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。これにて散会といたします。大変ご苦勞さんでございました。

—— 午前11時05分 散会 ——